1

第 26 号

毎週

月・水・金曜日発行

目 次

熊本県税条例等の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税

務

Ξ

例

条

熊

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月三十一日

熊本県知事 潮 谷 義

子

熊本県条例第四十号

熊本県税条例等の一部を改正する条例

(熊本県税条例の一部改正)

第一条 熊本県税条例(昭和二十九年熊本県条例第二十八号)の一部を次のように改正す

ಶ್ 第五十九条第一項第一号中「土地を取得した者が当該」を削り、「を新築した場合」 第二十六条第五項中「団地管理組合法人」の下に「、マンション建替組合」を加える。 .五十六条第三項中「及び第十三項」を「、第十三項及び第十四項」に改める。

を「が新築された場合(当該取得をした者(以下本号において「取得者」という。)が

శ్ఠ

当該土地を引き続き所有している場合又は当該特例適用住宅の新築が当該取得者から当 該土地を取得した者により行われる場合に限る。 )」に改める。

同号を同項第二号とし、 第六十条第三項第二号を削り、同項第三号中「及び取得予定者の住居の状況」を削り、 同項第四号を同項第三号とする。

第百一条第一項第五号口に次のように加える。 第六十三条第二項中「第五十二条第八項」を「法第七十三条の十四第八項」に改める。

その他

普通自動車に属するもの

四輪以上の小型自動車に属するもの

年 額

年額

三万六千円

二万三千五百円

二輪の小型自動車に属するもの

第百九条第一項第八号中「国土交通大臣が交付する地方バス路線維持費補助」を「地 万千円

方バス路線の運行の維持を図るため国が行う補助」に改める。 附則第六条の七第二項中「土地を取得した者が」を「土地が取得され、かつ、」に、

改め、同条第七項中「取得で施行令で定めるもの」を「取得」に改め、同条第八項を削 「を新築した」を「が新築された」に改める。 附則第十二条第五項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に 同条第九項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

得(第三項又は第五項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課 各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。 の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該 り、第百二十九条の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定 する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限 ものとして定められた排出ガス保安規準に適合する自動車で施行令で定めるものの取 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべき

平成十四年四月一日から平成十五年九月三十日まで「百分の」

( 熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正) | 一 平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日まで 百分の○・|

第二条 を次のように改正する。 熊本県税条例の一部を改正する条例 (平成十三年熊本県条例第四十二号)の一部

附則第九条第一項の表の改正規定中第百一条第一項第五号口の項に次のように加え

ಠ್ಠ

万千円
一万二千百円

附則第九条第二項の表の改正規定中第百一条第一項第五号口の項に次のように加え

対しいいのでは	一万千円	二万三千五百円	三万六千円
村山野 しきぎこう りょうてこうごう	五千五百円	一万二千円	一万八千円

附則第九条第三項の表の改正規定中第百一条第一項第五号口の項に次のように加え

ಠ್ಠ

వ్త	<b>5</b> / 1				
	附則第九条第四項の表の改正	一万千円	二万三千五百円	三万六千円	
	の表の改正	八千五百円	一万八千円	二万七千円	

規定中第百一条第一項第五号口の項に次のように加え

一万千円	二万三千五百円	三万六千円
万円	二万五百円	三万千五百円

附 則

熊

1 関する法律 (平成十四年法律第 下「条例」という。) 第二十六条第五項の改正規定はマンションの建替えの円滑化等に 一項第五号口の改正規定及び第二条の規定は公布の日から施行する。 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中熊本県税条例 (以 号)の施行の日から施行し、同条中条例第百一条第 2 1

(法人県民税に関する経過措置)

- 2 について適用し、 十四年四月一日 (以下「施行日」という。) 以後に開始する事業年度分の法人の県民税 改正後の熊本県税条例(以下「新条例」という。)第二十六条第五項の規定は、平成 施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前
- (不動産取得税に関する経過措置)
- 3 動産の取得に対して課する不動産取得税については、 行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不 (自動車取得税に関する経過措置) 新条例第五十六条第三項、 第五十九条第一項第一号及び附則第六条の七の規定は、 なお従前の例による。

- る自動車取得税については、 に対して課すべき自動車取得税について適用し、 新条例附則第十二条第五項、第七項及び第九項の規定は、 なお従前の例による。 施行日前の自動車の取得に対して課す 施行日以後の自動車の取得
- 5 取得税については、なお従前の例による。 施行日前の旧条例附則第十二条第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月三十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第四十一号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

号 は第四十五条第一項の表第一号」に改める。 条第一項の表第二号又は第四十五条第一項の表第二号」を「第十二条第一項の表第一号又 三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、 第四条の三第一項第一号中「第十二条第一項の表第二号又は第四十五条第一項の表第二 を「第十二条第一項の表第一号又は第四十五条第一項の表第一号」 同項第二号及び第三号中「第十二 に、「平成十四年

日」に改める。 第四条の十一第一項及び第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十

める。 第四条の十二第一項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改

附 則

- この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 税 日前において工業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業 増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、同 の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に工業等の用に供する設備を新設し、 この条例による改正後の熊本県税特別措置条例第四条の三第一項の規定は、この条例 不動産取得税及び固定資産税については、 なお従前の例による 又は

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月三十一日

熊本県知事

潮 谷

義

子

熊本県規則第六十四号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

条の二十七の四第八項、法第七十三条の二十七の四第十項」に改める。 二項、法第七十三条の二十七の四第四項、法第七十三条の二十七の四第六項、 第十条第二項中「法第七十三条の二十七の四第三項」を「法第七十三条の二十七の四第 熊本県税条例施行規則(昭和三十年熊本県規則第四号)の一部を次のように改正する。 法第七十三

第十四条に次の一項を加える。

3 第二十四条の三中「及び第三十一条の三」を削る。 延長承認通知書 (別記第二十三号の二様式)を発しなければならない。 局長等は、条例第四十三条第一項第二号に規定する承認をする場合は、 申告納付期日

第三十三条の三を次のように改める。

第三十三条の三 削除

熊

間走行キロ数とは、減免を受けようとする年度の前年度において、条例第百九条第一項第 運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第二十二条の二」を「旅客自動車運送事業 交通大臣が交付する補助の」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「自動車運送事業等 「とする。」の下に「なお、算式における生活路線に係る年間走行キロ数及び全路線の年 運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第二十五条」に改め、同条第三項本文中 八号に規定する国が行う補助において申請した走行キロ数をいうものである。」を加える。 第三十三条の六第一項中「次に掲げる」を「地方バス路線の運行の維持を図るため国土 第三十四条の八を削る。

改める。 別記第三号の三裏中「 半球 13年6月 30日」を「 半球 16年6月 30日」に改める。 別記第十一号様式中「当塔域振興局(県税事務所)」を「当港域振興局(事務所)」に

に改める。 別記第十六号の三様式中「当塔域振興局(事務所)」を「当塔域振興局(県税事務所)」

に改める。 別記第十六号の四様式中「当塔域嶽畑同(県滋事務所)」を「当塔域嶽畑同(事務所)」

別記第二十二号様式中「当地域振興局(事務所)」を「当地域振興局(県税事務所)」

3

に改める。

別記第二十三号様式の次に次の一様式を加える。

教

框

翢

小

別記第23号の2様式(第14条関係)

承認年月日	承 認 し た 期 間 月間延長	承認した事業年度 年 月	所 在 地	法人名	熊本県税条例第43条第1項第2号の規定による法人事業税の申告納付期日延長については、下記のとおり承認したので通知します。	熊本県	新税者 住 (居) 所 氏名又は名称 様			申告納付期日延長承認通知書
		日から日までの事業年度分から			法人事業税の申告納付期日延長に	熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長		年 月 日	第号	通知書

別記第二十八号様式 (その3)中

細配 強線 艦

を 細配 超線

に改める。

める。

別記第三十号の三様式表中「 书成 13年 6 月 30日」 や「 平成 16年6月 30日」に改

別記第 46号様式 削除 別記第四十六号様式を次のように改める。

別記第四十七号様式中「熊本県陸運支局登録原簿」を「熊本陸運支局登録原簿」に改め

別記第四十七号の二様式中

神障害者保健福祉手帳番号 身障者・戦傷者・ 良育・精

を

神障害者保健福祉手帳番号 身障者・戦傷者・ 療育・精 に改める。

別記第四十七号の二の三様式を次のように改める。

|60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求を 経由して提出してください。 することができます。 なお、審査請求書 (2通) は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所) この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して

(備考)この様式中不要の文字は、使途に従い、抹消してください。

## 別記第47号の2の3様式(第34条関係)

# 講者 住所	裖	熊本県知事		蔝				Æ.	··· دور
の規定により下記のとおり 年度分の自動車を記 (4の) 株点 キロ程 ――日当たりの (4の) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人						<del>프</del>	格 住 名 代 教 表 表 表 表	шқ	
超過地 終点 キロ程 ――日当たりの (キロ) (キロ) (キロ) ((キロ) (人)) ((キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ数 生活路線 ま行率 キロ数 ま行ぶ ま行ぶ (シ/①) を (シ/①) の (を置め た (を置め た (ない)) を (シ/①) (ない) (ない) (ない) (ない) (ない) (ない) (ない) (ない	熊本県 します。	税条例第	109条第	第3項の規2	をにより下記	いまろのと	年度分	の自動車	税の減
(キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ)					Ed.				
経過地 終点 キロ程   台田 地 大りの	1.生活路	泉(運行系	統)名等	1 .					
(キロ) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人) (人	生活路系統)名	線(運行	点			_		日当たりの *量	一日の運行 回数
(台) (大口) (大口) (大口) (大口) (大口) (大口) (大口) (大口							-	(λ)	Ī
(キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ)									
(会ロ) ((キロ) ((+))									
(キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ)									
(会口) ((キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キ	2.减免の	は象となる	バスの終	数等					
	J	区来 百 出 /	1			_			
(キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ) (キロ)	升		スの総数	Α		自)			
(台)  4月1日から4月7日 までにおける 当該単両 (Dのうち) 生活路線 で貢員 か全走行 生活路線 走行率 キロ数 上行率 かった (D) 数 (D) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M) (M	₩	舌路線に係	スの総数	A E行キロ数 B	( <del>+</del> )	<u>台</u> )			
4月1日から4月7日 までにおける 画	4	舌路線に係	スの総数	A E行キロ数 B	(+ (+				
# 4月1日から4月7日 までにおける 当族庫前 (① のうち 生活路線 で員 の全走行 生活路線 走行率 キロ数 ま行キロ ②/① 人 km km km % m % m	)ak	舌路線に係路線の年間 路線の年間	スの総数   る年間   走行キロ   なるパスの   A ×	A 三行キロ数 B C O S S S 数 数	(+ (+				
型解報号 かり度数 米単 当級単同 (1)のつっち 生活路線 線年度 定員 の会走行 生活路線 走行平 十つ数 海行キロ ②/① 人 km km km % 20 %		舌路線に係路線の年間 路線の年間 もの対象と	スの総数 	A	(+ (+				
>	一大の分	活路線に存 路線の年間 その対象と 大象となる	スの総数 る年間月 走行キロ なるバスの A × 」	A 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	(キ (キ (キ (キ (キ (キ (キ (キ (キ (キ (キ (キ (キ (	<u>台)</u> ロ) 台) 台) 13 13			
>	現金の 関係の 対策を の 対策を の 対策を の 対策を の 対策を の 対策を がったい できます かいきょう しゅう かいきょう かいきょう かいきょう しゅうしゅう しゅう	品語線に存留線の年間 ・ 一	表行キロ 走行キロ をおべる。 A × 1 初度量 柳年度	A B C C B B R R R R R R R R R R R R R R R	(キ (キ 4月1日か までにおけ までにおけ までにおけ キロ教	<u>中</u> (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (4) (7) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	生活器 走行器 (②/(①)		締んスの主
8 7 6 5 4 3 2	原 免の 気	品路線に存留線の年間 高の対象と 主象となる	スの総数   表行キロ   走行キロ   上行キロ   A ×	A B B B B B B B B B B B B B	(キ (キ (キ (キ (キ (キ (キ) 1日か (までにおけ (までにおけ (までにおけ (中) 1日か (までにおけ (までにおけ (までにおけ (までにおけ (までにおけ (までにおけ (まで) 1日か (まで) 1日か (まで	(中)	生活路線 走行率 ②/①		嫌 を
8 7 6 5 4 3	1. 藏免の対	舌路線に存 発線の年間 もの対象と もの対象となる。 生験となる。	スの総数	は、は、乗に、乗が、	(キ) (キ) (キ) (キ) (キ) (キ) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	台) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	生生 化	39	編
8 7 6 5 4	1 原位 2 1 原位	名記線に係る終め年間 名級の年間 宅の対象と をの対象となる。 登録番号	スの総数   表行キロ   走行キロ   上行キロ   本介・スの指   A ×   対度   観   解年度	10   東元   東元	(大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (	か) (ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (ウ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	38	
8 7 6 5	3 2 1 順位 8	品配線に係る線の年間 もの対象と もの対象となる 登録番号	スの総数   元の	ロ   一 乗 点     単 重	(キ (キ (キ (キ (キ (カ (大) 1日か (大) 1日か (大	(A) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	生活品 多/中华 88	%	編 ス M M M M M M M M M M M M M M M M M M
8 7 6	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<ul><li>器線に係る総の年間</li><li>もの対象と</li><li>もの対象となる</li><li>対象をなる</li><li>登録番号</li></ul>	表 行 中間 別 表 行 キ 目 別 表 行 キ 目 別 な る 、	数	(キ) (キ) (キ) (キ) (キ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ	(中)	会行場の 会行場の (2) 会 (3) 会 (4) 会 (4) 会 (4) 会 (5) 会 (6) 会 (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6)	39	● ・
8 7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	名線の年間 名線の年間 もの対象と もの対象となる 登録番号	スの総数   表行キロ   走行キロ   上行キロ   A ×   M   M   M   M   M   M   M   M   M	ロ   一	(4月1日か 4月1日か 4月1日か 5円(大地) 5円(大) 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	(A) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	少人 (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	%	新 スス   サ
ω	で 5 4 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	各総の年間 もの対象と もの対象と を終わなる ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	表 行 中間 列		(キ) (キ) (キ) (キ) (キ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ	(中)	(2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	8	
	で の の の の の の の の の の の の の	名線の年間 (1975年) (1975年	大	ロ	(キ (キ (キ (キ (キ (ナ (ナ (ナ (ナ (ナ (ナ (ナ (ナ (ナ (ナ (ナ (ナ (ナ	(中)	生 生	%	<b>編</b> ス ス の ス ス の ス ス の の ス ス の の の の の の の

## (備老)

- | この様式は、第 33 条の 6 に規定するバスに係る減免の申請について使用するものとする。
- 「生活路線(運行系統)名等」は、減免を受けようとする年度の前年度において地方バス路線の運行の維持を図るため国が行う補助金(以下「補助金」という。)の交付対象となったバス路線について記載するものであること。
- この様式中「減免の対象となるバス」とは、熊本県税条例第109条第1項第8号の規定により減免の対象となるバスをいい、「当該バス事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいうものであること。
- 「減免の対象となるバスの総数」は、次の算式によって得た数とすること。

当該バス事業者の生活路域免の対象とな=当該バス事業者の所有する×線に係る年間走行キロ数るバスの総数 一般乗合用のバスの総数 当該バス事業者の全路線

の年間走行キロ数(1)「当該バス事業者の所有する一般乗合用のバスの総数」とは、減免を受けようとする年度の4月1日現在、県内において当該バス事業者が所有する一般乗合用バスの総数をいうものであること。
(2) 「光装バフ車券来の升送取締に反えた間土だされず、1)と、ボサバニ(2)

(<u>H</u>)

- (2) 「当該バス事業者の生活路線に係る年間走行キロ数」とは、当該バス事業者の有するバス路線のうち、減免を受けようとする年度の前年度において補助金の交付対象となった期間における県内の生活路線の走行キロ数をいうものであること。
- )「当該バス事業者の全路線の年間走行キロ数」とは、(2)の期間と同一の期間における当該バス事業者の有する県内の全路線の走行キロ数をいうものであること。
- 1) 「減免の対象となるバスの総数」に1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
- 生活路線バスの指定等の表には、原則として各バスごとに、自動車税の減免を受けようとする年度の4月1日から4月7日までの期間に係る旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第25条の乗務記録によって生活路線走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により計算した生活路線走行率の高いものから順次4の減免の対象となるバスの総数までのバスについて記載するものとすること。

生活路線走行率=4月1日から4月7日までの生活路線走行キロ数

4月1日から4月7日までの全走行キロ数

この場合において、「走行キロ数」に1末満の端数があるときは、これを四捨五入するものとし、「生活路線走行率」はパーセント以下第2位まで算出(小数点第3位を四捨五入)して記載すること。

この申請書を提出する際には、補助金の交付決定の写し、旅客自動車運送事業運輸規則第25条にいう乗務記録の写し及び旅客自動車運送事業等報告規則第2条第1項にいう輸送実績報告書の写しを添付することとする。

3

2

改正後の熊本県税条例施行規則第三十三条の六の規定は、平成十四年度分の自動車税

から適用する。

(経過措置)

用紙は、当分の間使用することができる。4 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式によるされた申請書その他の書類とみなす。

いる申請書その他の書類は、改正後の熊本県税条例施行規則の相当規定に基づいて提出

この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定に基づいて提出されて

印刷所

電話代〇九六十二八六十二三二一番所 株式会社 秀 巧 社 熊 本市 国府四丁目一〇一一八